

を考慮して、多様な学習過程をくふうするように努める。

(四) 基礎的な知識・技能の習得を確実にするための、指導の重点化を進めるとともに、指導法の改善に努める。

三、理科の指導の効果をあげるため、教材・教具・設備の整備活用に努める。

(一) 地域の自然環境を調査し、積極的に教材化するように努める。自然環境を生かした、野外学習が効果的に行われるようにする。

(二) 生物の飼育栽培に当たっては、計画的に行い、最適な時期に教材を得ることができるよう努める。

(三) 理科室を整備し、どの教師も使えるように配慮する。さらに、児童の学習意欲を高めるよう、その環境構成にくふうする。

(四) 観察・実験に必要な器具の充実に努めるとともに、現有する器具がいっつも使えるよう整備に努める。

四、事故防止に努め、安全に観察・実験が行われるようにする。

(一) 教師一人一人が、観察・実験の技能に習熟するよう努める。

(二) 児童が安全に観察・実験が行えるよう、基本操作を確実に身につけさせる。

(三) 特に、劇物・毒物・発火性・引火性の薬品については、保管に留意する。

## 中学校

新学習指導要領への移行措置第二年目に当たり、移行が完全に実施されるように努める。

さらに、自然を探究する能力及び態度の育成や、自然科学の基礎的・基本的な概念の形成が無理なく行われるよう次の点について努力する。

一、「自然を調べる能力や態度の育成」・「自然の事物・現象についての理解」並びに「自然と人間とのかわりについての認識」を図るような指導計画に改善する。

移行措置により、生ずる時間の活用・各学年の内容・指導時数の配分などをじゅうぶん検討する。

(一) 指導内容と基本的科学概念との関連及び指導内容の系統を構造的にとらえる。さらに、指導内容の重点化が図られるよう指導計画を改善する。

(二) 移行措置に基づく省略事項により生じた時間は、生徒のゆとりある観察・実験の学習や重点事項の定着に充てられるよう指導計画の改善を図る。

(三) 単元・教材内容によって、生徒自身が探究することが可能なものと、そうでないものとの見通しをもった指導計画に改善する。

二、生徒がみずから考え、自然を調べる能力・態度の育成と、基礎的・基本的な科学概念の定着を図る指導法、並びに、自然と人間とのかわりについての認識を深める指導法の研究に努める。

(一) 基本的な探究の過程によって、すべての単元を指導するのでなく、指導内容、教材に応じて多様な探究が行われるようくふうする。

(二) 生徒一人一人が自分の考えによる、思い通りの観察・実験を行える指導法を研究する。特に、探究できる場の設定と主体的な学習を助長する。

(三) 基礎的・基本的な事項と、生徒の能力に応じて習得していく事項とをできるだけ明確にして指導に当てる。

(四) 自然の事物・現象に直接ふれ、具体的な活動を通して学習が行われるよう、よりいっそう配慮する。特に、学習過程を重視する指導に努める。

三、評価について実践研究をすすめる。指導計画や指導法の改善を図る。

(一) 自然を調べる方法・技能、科学的な能力の評価方法について、実践を通して研究を進める。

(二) 指導過程の各段階において、必要に応じて生徒の反応をとらえ評価する。それによって、個々の生徒に対し、適切にフィードバックを行うように努める。

四、理科学習の効果を高めるため、学習環境の整備、活用に努める。

(一) 観察・実験器具、薬品等を点検整備し、常に使用可能な状態にしておく。

(二) 地域の自然環境を積極的に、調査研究し、野外学習が効果的に行われるための教材化に努める。

(三) 理科室の環境構成にくふうをこらし、動的構成と静的構成の調和を図り、生徒の主体的学習を促すよう努める。

五、理科学習における安全についてじゅうぶん指導し、事故の防止に努める。

(一) 観察・実験の能力・態度を高めるとともに、教師は、予備実験や予備調査を行い、事故防止に努める。

(二) 危険を伴う観察・実験については、幾重にも安全対策をたてて実施する。

(三) 薬品・器材の管理を適切にする。